

【論説】

遠隔民事模擬裁判授業の報告と考察

－サイバーコートにおける法学教育と法学研究の交錯－

小林 学

一 はじめに

桐蔭横浜大学（以下、本学）法学部では、夏期集中講義科目のひとつとして、毎年、「模擬裁判」が開講されているが、ここ数年は、「サイバーキャンパス・サイバーコートプロジェクト」の一環としての側面が加えられ、ITを駆使した最先端の法学研究と学生参加型の法学教育との結合により、知的刺激に溢れるとともに、ハイテク・コート・システムといった近未来の法廷としてその実現化が必至とされる課題に取り組むという社会的期待を担ったきわめて独創的な科目として、他に類例を見ないものとなっている。

すでに2002年度および2003年度において、IP-Streamingによるインターネット上の裁判中継実証実験（サイバーコート接続実験）として、学内にある二つの模擬法廷教室をネットワークで結んだ「遠隔模擬裁判」が実施された¹⁾。そして、2004年度には、学外（京都産業大学法学部）との接続により、わが国初の二大学間の「遠隔講義・遠隔模擬裁判」を実施し、科目名も「サイバーコート」と一新して、その内実が表現されるものとなった²⁾。

そこで、こうした最先端のテクノロジーを用いた貴重な科目を担当させていただいた者の責務として、2004年度「サイバーコート」における遠隔講義・遠隔模擬裁判をレポートしたのが本稿である。もっとも、ITについては、まったくの門外漢である一教員の報告であることをお断

りすると同時に、IT 素人でも授業を担当することができること（もちろん、技術スタッフの協力を要する）が明らかになれば、その意義は小さくないであろうし、さらに、法学部や法科大学院における遠隔模擬裁判³⁾授業に対して、些かの参考資料を提供することができるかもしれない。

二 事前準備

「サイバーコート」は、1日2コマ(90分×2)を1週間続けるという集中講義としての性格から、学生の作業に委ねる部分を減らさざるをえないが、そのことは教員による事前準備の作業量の増加を意味する。教員側からのお膳立てが完全であれば、それだけ模擬裁判劇としての完成度は高まるであろうが、その分、学生の主体的参加による教育的効果は減殺されてしまう。

そこで、本年度の「サイバーコート」では、教員の事前準備として、事案の設定、登場人物と配役の決定、シナリオ(尋問部分を除く)の作成、そして、訴状および答弁書の作成を行った。そうすると、学生に課される作業は限られてくるが、今回は、シナリオの尋問部分、判決書、そして、準備書面の一部(最終弁論)の作成を学生側に任せることとした。以下に、それらの内容を個別的にみてゆく。

1. 事案の設定

民事模擬裁判授業の事案としては、さまざまなものが想定されようが、とりわけ初学者に対しては、契約責任または不法行為責任を問うものが適当であると思われる。大学1年生を中心としたメンバー構成となった今回の模擬裁判では、製造物責任を問う事件として、つぎのような事案を設定した。

「平成 16 年 9 月 4 日 14 時 30 分頃、首都高速 3 号線『霞ヶ関ランプ』付近において、訴外 A の運転する株式会社桐蔭自動車（以下、Y）製の大型トラックが炎上した。運転席後方から白煙が出ているのに気付いた A が本件トラックを停車させ、消火活動に着手した時には、すでに火の手は荷台にまでおよんでおり、積荷（茶葉）のすべてが焼失してしまった（けが人はいなかった）。本件トラック（1998 年式の「ザッツ・グレート」）は、リコール（無料の回収・修理）の対象外であり、1 ヶ月後に車検を控えていた。本件トラックを所有する株式会社京運送（以下、X）は、本件トラックの炎上はクラッチの欠陥に起因するとの判断の下、本件炎上事故による積荷およびトラックの焼失に対する法的責任は、そのような欠陥車を製造販売した Y にあるとして、同社との間で示談交渉を試みたが、結局、話し合いはまとまらなかった。

そこで、X は、平成 16 年 9 月 21 日、Y を被告として、その本社の所在する東京都千代田区を管轄する東京地方裁判所に、損害賠償金の支払いを求める訴えを提起した。」

争点は、本件トラックの炎上がクラッチの欠陥に起因するか否か、すなわち、製造物責任法 3 条にいう「欠陥」の有無である。この判断には、一定の専門的知見を要する点で学生にとって困難ではないかと懸念していたところ、インターネット等を駆使して類似事件を参考にするなどの積極的な取り組みがみられ、心配するには及ばなかった。

2. 登場人物と配役の決定

つぎの作業として、事案に沿うよう登場人物を設定して、各学生のキャスティングを行わなければならない。民事模擬裁判の場合、原告チーム、被告チーム、そして、裁判所チームの 3 チームに分けて、配役決定を行うことができる。この場合、訴状、答弁書、準備書面、そして、判決書

などの作成を各チームの作業として任せることもできよう。なお、証人は、その者を申請した側（原告または被告）のチームに入れ、鑑定人は、法律上その中立性が明らかとされたことから、裁判所チームに配した。

【資料 1】

	登場人物	名 前	背景 (事件との関係や人物像など)
原告 チ ー ム	(原告X)	(株)京運送	一般貨物運送業を営む株式会社。
	代表取締役X'	□□□□ (京産大)	代表取締役X'は、創業者としてX社の立ち上げから中心的な役割を果たしてきた。65歳男性。
	弁護士L	□□□□ (京産大)	Xの訴訟代理人。京都弁護士会所属 (弁護士暦35年)。60歳。
	証人A	□□□□ (京産大)	原告側から申請された証人。本件炎上事故を起こしたトラックを運転していた。株式会社X運送に勤務するトラック運転手。54歳男性。喫煙者。
	証人B	◇◇◇◇ (桐蔭大)	原告側から申請された証人。45歳男性。株式会社Fノ自動車のトラック部門の設計技師。本件炎上事故がクラッチの欠陥に起因する旨の主張をする。
被告 チ ー ム	(被告Y)	(株)桐蔭自動車	バスやトラック、トレーラーなどの大型自動車の製造販売を業とする株式会社。
	代表取締役Y'	◇◇◇◇ (桐蔭大)	(株)桐蔭自動車の代表取締役社長で、最高経営責任者 (CEO)。56歳男性。
	弁護士M ₁	◇◇◇◇ (桐蔭大)	Yの訴訟代理人。東京弁護士会所属 (弁護士暦20年)。45歳女性。
	弁護士M ₂	◇◇◇◇ (桐蔭大)	Yの訴訟代理人。東京弁護士会所属 (弁護士暦4年)。29歳女性。
	弁護士M ₃	◇◇◇◇ (桐蔭大)	Yの訴訟代理人。東京弁護士会所属 (弁護士暦35年)。58歳男性。
	弁護士M ₄	◇◇◇◇ (桐蔭大)	Yの訴訟代理人。東京弁護士会所属 (弁護士暦30年)。55歳男性。
	弁護士M ₅	◇◇◇◇ (桐蔭大)	Yの訴訟代理人。東京弁護士会所属 (弁護士暦2年)。32歳男性。
	補佐人C	◇◇◇◇ (桐蔭大)	Y社のトラック・トレーラー部門の設計担当者。裁判所の許可を得て、クラッチ部分に欠陥が存在しなかったことを陳述する。53歳男性。
	証人D	◇◇◇◇ (桐蔭大)	X社をリストラされた元従業員。X社のトラックやトレーラーに対する整備の状況を証言。45歳。
裁判 所 チ ー ム	裁判長J ₁	◇◇◇◇ (桐蔭大)	64歳。ベテラン裁判官。
	陪席裁判官J ₂	◇◇◇◇ (桐蔭大)	47歳。中堅裁判官。
	陪席裁判官J ₃	◇◇◇◇ (桐蔭大)	28歳。駆け出しの判事補。
	裁判所書記官S ₁ (東京地裁)	◇◇◇◇ (桐蔭大)	30歳。書記官暦2年。
	裁判所書記官S ₂ (京都地裁)	□□□□ (京産大)	34歳。書記官暦4年。
	廷吏T ₁ (東京地裁)	◇◇◇◇ (桐蔭大)	25歳。廷吏暦1年。
	廷吏T ₂ (京都地裁)	□□□□ (京産大)	24歳。今回が廷吏としての初仕事。
	鑑定人K ₁	◇◇◇◇ (桐蔭大)	東京産業大学物性研究所教授 (物性理論研究部門所属、化学博士)。ラジカル連鎖反応をテーマとした論文で学位を取得。38歳女性。
	鑑定人K ₂	◇◇◇◇ (桐蔭大)	日本工業大学大学院工学研究科教授 (機械工学専攻、工学博士)。67歳男性。

授業の際には、原告チームと被告チームの登場人物に関して、さらに現住所や電話番号など、訴状や答弁書の作成に必要とされるより詳細な情報（架空）を学生に提示した。なお、京都産業大学側の参加者数との関係で、実際には、裁判所書記官 S₂（京都地裁）と廷吏 T₂（京都地裁）は不在であった。

さらに、上記の役割分担のほか、スタッフとして、つぎのようなポジションを用意した。人数に余裕があれば、京都産業大学側にもプロデューサーを置きたいところであった。

【資料 2】

職 名	名 前	仕 事 内 容
プロデューサー 2名	◇◇◇◇ (桐蔭大) ◇◇◇◇ (桐蔭大)	証人尋問等における各チームのセリフが噛み合うように相互の意思疎通を助け（とくに京都産業大学側との連絡）、シナリオ全体の完成を目指す。
ナレーター	◇◇◇◇ (桐蔭大)	本番のナレーションを担当。

3. シナリオ

模擬裁判には、セリフを決めずに学生のアドリブに委ねるという実際の裁判に近いタイプから、与えられたセリフ通りに演じるという演劇タイプまでであるところ、本年度の「サイバーコート」は、学外（京都産業大学）との遠隔模擬裁判であるうえ、本学側では一般公開されていることもあり、臨機応変のやり取りに向かない面があるので、演劇タイプを基本とした。もっとも、教員側から与えられたセリフをただ読むだけというのでは、参加型法学教育としての効果の多くが失われるので、人証調べ（証人尋問、当事者尋問、そして、鑑定人質問）における質疑応答部分については、学生各自に自己の役どころからセリフを考えてもらうことにした。また、演劇タイプのデメリットとして、本番に備えた幾度のリハーサルによって判決の内容が事前に知れてしまい、本番の緊張感と臨場感が希薄化されることがあげられる。そこで、裁判所チームに請求認容判決と請求棄却判決の2つを用意してもらい、本番における裁判官（役）の心証に基づいて、いずれの判決文を読んでもよいことにして

対処した (僅かながらも合議の時間を設けた)。

学生に対して用意したシナリオの要諦を示すと、以下のようになる。

【資料 3】

(東) 裁判長 J₁: ただいまより、平成16年(ワ)第756号損害賠償請求事件の審理を始めます。
原告代理人、訴状に基づいて陳述してください。

(京) 原告代理人 L: はい。……

⋮

(東) 裁判長 J₁: これより平成16年(オ)第756号損害賠償請求事件について、人証の尋問を
とり行います。まず、証人の□□□□さん。

(京) 証人 A: はい。

(東) 裁判長 J₁: □□□□さんですか？

(京) 証人 A: はい。

(東) 裁判長 J₁: 住所及び年齢を述べてください。

(京) 証人 A: 住所は、…。年齢は、…。

(東) 裁判長 J₁: それでは、これから嘘をつかないという宣誓をしてもらいます。宣誓を
したうえで嘘を述べますと、証人は懲役刑に処せられることがありますの
で注意して下さい。

(廷吏 T₂は、証人 A に宣誓書を手渡す)

(京) 証人 A: 宣誓。良心に照らして嘘偽りを述べないことを誓います。

(朗読後、署名をして、廷吏 T₂ に渡す。廷吏 T₂ は、宣誓書を書記官 S₂ に渡す)

(東) 裁判長 J₁: それでは、原告代理人は尋問を開始してください。

(京) 原告側代理人 L: はい。

(原告側代理人 L は、質問を始める) ~ (尋問を行う) ~ (原告側質問終了)

(京) 原告側代理人 L: 以上です。

(東) 裁判長 J₁: 被告側代理人、反対尋問を行いますか？

(東) 被告側代理人 M₁: はい。では。

(被告側代理人 M₁ は、質問を始める) ~ (尋問を行う) ~ (被告側質問終了)

(東) 被告側代理人 M₁: 以上です。

(東) 裁判長 J₁: 原告代理人は、再主尋問を行いますか？

(京) 原告側代理人 L: いいえ、結構です。

(東) 裁判長 J₁: そうですか。

(東) 陪席裁判官 J₂: それでは、私からお聴きします。

(陪席裁判官 J₂ は、いくつか質問をする) ~ (補充尋問終了)

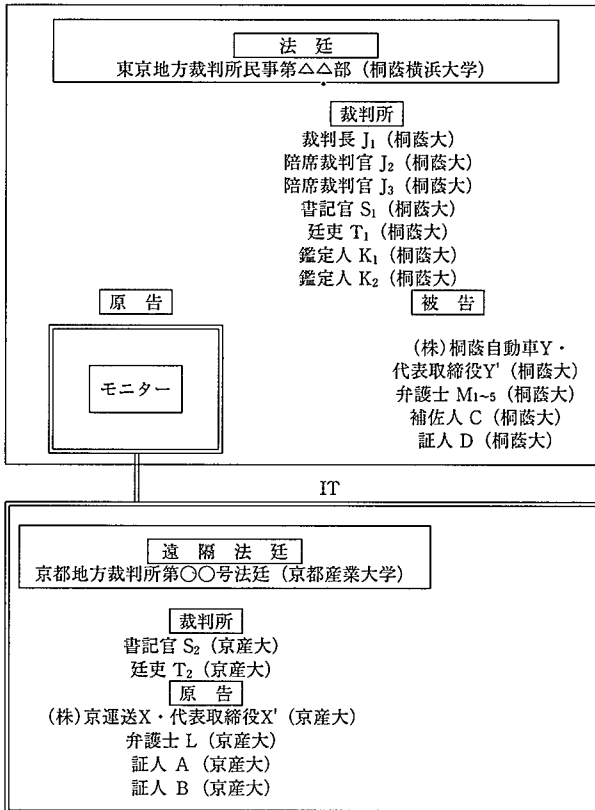
(東) 陪席裁判官 J₂: 以上です。

(東) 裁判長 J₁: わかりました。これで証人の尋問を終わります。□□□□さんは、席に
戻って結構です。

上記のようなシナリオが、各証人、当事者 (補佐人を含む)、そして、鑑定人について繰り返されることになる。学生は、各自の役割に応じて、波線空欄部分の尋問のセリフを考えなければならない。なお、(東) は、

東京地方裁判所を意味し、桐蔭横浜大学側がその役割を演じ、(京)は、京都地方裁判所であり、京都産業大学側がその役割を担った。参考に配置図を掲げる。

【図】



三 授業期間

実際に授業が始まると、予め学生に配布したシナリオの空欄部分である尋問のセリフを決めたうえで、読み合わせの練習を行うことが中心となる。遠隔模擬裁判の準備としての授業日数7日間のうち、第1日目を

学生に対する遠隔模擬裁判の概要説明（設定資料、シナリオ、配役表）、第 2 日目を尋問部分のセリフ作成に使い、そして、残りの 5 日間を、セリフ作成および京都産業大学との読み合わせの合同練習にあてた。

1. 尋問部分のセリフ作成

セリフの作成は、学生の主体的参加を促す効果があるといえるが、遠隔模擬裁判の場合には、学外との意思疎通に困難を生じることが予想される。そこで、今回は、「サイバーコートフォーラム」⁵⁾内に設けられた電子会議室「サイバーコート集中講義フォーラム」⁶⁾において、京都産業大学と本学とのコミュニケーションがとられた。これは、ネットにつながる環境にあるかぎり、自宅等における作業を可能とし、学生の積極的な参加を一層促進するものであり、⁷⁾遠隔授業という点で注目に値する。参考までに、電子会議室「サイバーコート集中講義フォーラム」の実際は、下記【資料 4】の通りである。

【資料 4】

サイバーコート集中講義 フォーラム			
学生の議論用の部屋を別に作りました。こちらで進めましょう。			
スレッド	返信	作成者	保存日
▼ サイバーコート準備 (中継)	1	□□□□ (桐蔭大)	04/09/14
Re:サイバーコート準備 (中継)		○○○○ (桐蔭大)	04/09/14
<u>京産大のみなさんへ!</u>	0	◆◆◆◆ (桐蔭大)	04/09/14
<u>よろしくお願いします。</u>		◇◇◇◇ (桐蔭大)	04/09/14
<u>よろしくー</u>		△△△△ (桐蔭大)	04/09/14
<u>補佐人へ裁判官からの尋問です</u>	0	▽▽▽▽ (桐蔭大)	04/09/17
▼ <u>京都産業大学の</u> ■□■□ <u>さんへ</u>	3	◆◆◆◆ (桐蔭大)	04/09/17
<u>◆◆さんへ</u>		■□■□ (京産大)	04/09/18
<u>Re:◆◆さんへ</u>		○○○○ (桐蔭大)	04/09/18
<u>Re [2]:◆◆さんへ</u>		○●○● (京産大)	04/09/19

【注】作成者の欄には学生の氏名が表示されている。

2. 読み合わせ

3日目からは、セリフ作成の作業と同時にシナリオの読み合わせの合同練習を実施した。1日（2コマ）に少なくとも1回の読み合わせができるものと想定していたが、インターネット回線が断絶するなどのハプニング⁸⁾により中断を余儀なくされ、完全に最初から最後まで通して演じることができたのは、本番のみであった。回線の断絶中、本学サイドでは、スタッフ3名が京都産業大学側の役回りを分担して、練習を続けた。その成果であろうか、学生からつぎのような提案がなされた。すなわち、もし本番中に回線が断絶した場合、原告側の訴訟代理人の一人が東京地方裁判所に監視役として出廷していたということにして、その者に京都側の陳述一切を代行させるという措置である。また、インターネット回線を通じたやり取りを利用して、京都産業大学の学生と本学の学生が直接打ち合わせる場面に幾度も遭遇した。

3. 本番

「サイバーコート」の本番は、本学の学園祭の企画のひとつとして、一般公開されている。多数の来場者を前にして回線が断絶する事態は避けたいところであるが、前述のような対策はできていた。もっとも、本番だけは見事に最後まで滞りなく上演することができた。

このように模擬裁判劇の本番を一般公開することによるメリットとしては、学生の緊張感を高めうることのほか、サイバーコートの実証実験に関する議論の輪を学内外に広げてゆけるというフォーラム機能⁹⁾が期待できることがあげられる。そうした点から、今回は、来場者用のパンフレットに意見・感想の宛先（eメール・アドレス）を載せておいたが、今後は、模擬裁判劇の映像をストリーミング配信することにより、フォーラムの裾野を広げてゆくことも検討に値しよう¹⁰⁾。

4. 授業に対する学生の主体的取り組み

IT を駆使した遠隔模擬裁判授業であることと、各自のセリフ作成を学生に委ねるとともに、調整役としての学生プロデューサーを置いたことにより、3 日目以降の授業では、学生主導のセリフ作成およびリハーサルが実現された。これは、各学生の意欲とプロデューサーのリーダーシップによることは勿論であるが、授業時間外に自宅からでも容易にアクセスできるというネット環境にも起因することは、前掲【資料 4】からも明らかであろう。

なお、コミュニケーションの進展に応じて、事案が鮮明化することは、模擬裁判のみならず、実際の裁判でも当然のことであろうが、今回の遠隔模擬裁判においても、そのような現象を確認することができた。このことは、ロイヤリングとしての教育利用ないし実務活用の可能性を示すものとして興味深い。

四 むすびに代えて

これまで法学教育の側面に重きをおいた縷述が続いたので、法学研究という観点から、「サイバーコート」の実証実験についての報告と考察を述べて、むすびに代えたい。

現在のところ、民事訴訟手続等の申立て等のオンライン化および督促手続のオンライン化を内容とする民事訴訟法の改正が行われたところであり、¹¹⁾先端テクノロジーを導入した新世代の法廷であるサイバーコートは、今般の改正民事訴訟法の先を行くものである。もっとも、海外に視野を広げると、こうした技術開発は急速に進められており、とりわけ、アメリカ、イギリス、シンガポール、オーストラリアなどでは、サイバーコートが実現されつつあるという。¹²⁾わが国においては、いまだ実験段階であるが、「e-裁判所」の実現のための提言として、つぎのような項目が掲げられている。¹³⁾すなわち、①電子訴訟（インターネットによる電子

申立て、電子メールによる通知)、②e-ファイリング(裁判情報の電子化による裁判のライフサイクル管理)、③ハイテク・コート(プレゼンテーションの支援ツール、事件現場のヴァーチャルな再現、法廷記録の電子化[音声、動画]、音声認識による速記録作成、遠隔地の当事者や専門家等の参加)、④裁判の支援(リーガル・データ・ベースの整備、大量な証拠書類等の電子化、高速検索)、⑤裁判情報の公開(裁判情報のインターネット提供、判例情報のインターネット公開)、⑥セキュリティポリシーの導入(本人認証、暗号化による改竄防止、アクセスレベルの設定)である。

今回の「サイバーコート」は、とくに③ハイテク・コートに関連する。これは、口頭のプレゼンテーションの活性化を主軸としながら、弁論や証拠調べを視覚的にも飛躍的に分かりやすいものとするためのハイテク機器を備えた法廷を構想するものであるが¹⁴⁾、夏期集中講義の「サイバーコート」では、画像が凍結したり、音声途絶えたり、あるいは、音声が聞き取りにくいなどの技術上の問題が幾度も生じた。また、そうした回線上のハプニングがないときでも、口頭のプレゼンテーションが視覚的にも、音声的にも、飛躍的に分かりやすいものとはいえず、シナリオがなければ、訴訟手続の円滑な進行は難しいとも感じられた。もっとも、この点から推し量れば、より環境が整備されたとしても、ハイテク・コートは、インフォーマルなやり取りを中心とする調停等の調整型手続よりも、当事者や証人等の発言の機会を厳格かつ平等に保障しなければならない裁判や仲裁などの裁断型手続に馴染むとみることが許されるかもしれない¹⁵⁾。

このようにe-ADRを含めて、広くITの活用を検討すべきであり、そこにいろいろな問題が潜んでいようとも、果敢にトライすることができる場所は、「模擬」裁判の強みである。既成概念の呪縛から解放され、自由な発想での実験ができる場として、法学部に期待される役割は大きい。また、アメリカでは、模擬裁判の結果は、正当な蓋然性をもって予想される陪審裁判の結果であるとして、和解交渉を促進する一種のADRとして模擬裁判が活用されているが¹⁶⁾、わが国でもサイバーコートが

判決結果を予想するものとして、交渉促進の機能を担うことが十分考えられる。そうしたサービスを法科大学院がリーガル・クリニックの一環として扱うことも検討に値しよう¹⁷⁾。

ともあれ、サイバーコートは、司法の場のみならず、法学教育・研究の場をも活性化させ、さらに、そうした法学教育を受けた人材が司法を一層活力あるものとしていくという相乗効果を有するのであり、これからの実務、教育、そして理論を結ぶツールのひとつとしてきわめて注目値するといえよう。

【注】

- 1) 笠原毅彦「サイバーコート研究の現状」Information Network L. Rev., Vol.2 (2003) pp.142-159、同「サイバーコートの課題と到達点」判タ 1114 号 (2003 年) 22-25 頁など参照。なお、2002 年度の紹介として、拙稿「模擬法廷劇」桐蔭横浜大学広報・ポロニア 99 号 (2002 年 10 月) 6-7 頁がある。
- 2) 本年度の「サイバーコート」の本学側の担当教員は、本学法学部教授・笠原毅彦先生、本学法学部助教授・清水宏先生、そして、筆者の 3 名であった。
- 3) とりわけ、法科大学院におけるハイテク・コート対応の模擬法廷システムに期待が寄せられている。「司法制度改革と先端テクノロジー」研究会『司法制度改革と先端テクノロジーの導入・活用に係る提言』(2004 年 2 月) 50 頁。なお、先駆的な取り組みの紹介として、藤田哲 = 菅原郁夫「民事模擬裁判授業」NBL762 号 (2003 年) 41 頁以下などがある。
- 4) 2003 年改正民訴法は、それまでの証人尋問と同じであった鑑定人質問の順番を、裁判長から開始するものとした (215 条の 2 第 2 項、216 条)。
- 5) <http://cc.intranets.co.jp/login.asp>
- 6) <http://cc.intranets.co.jp/r.asp?a=11&id=2789>
- 7) 学生間での盛り上がりは、今回にとどまらず、遠隔刑事模擬裁判を自らで企画して実演する (2004 年 12 月 18 日) までに至った。
- 8) 本学側で観察したかぎり、具体的には、京都産業大学側の音声途絶えたり、映像がフリーズしたりした。

- 9) 実際の裁判と同様に、裁判自体のフォーラム機能も、勿論期待することができよう。
- 10) ちなみに、議論の場として、「サイバーコートフォーラム」が2002年9月に立ち上げられた (<http://cc.intranets.co.jp/>)。
- 11) 「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第152号）。
- 12) 前掲（注2）『司法制度改革と先端テクノロジーの導入・活用に係る提言』28頁。
- 13) 前掲（注2）『司法制度改革と先端テクノロジーの導入・活用に係る提言』24頁以下。そのほか、川嶋四郎＝上田竹志「生まれ変わる民事訴訟」自正55巻10号（2004年）20頁以下は、e-裁判所を実現するための改革の基本軸となるべき作業領域として、①データ形式、②インターフェース、③データ管理・伝送の3つを指摘する。
- 14) 前掲（注2）『司法制度改革と先端テクノロジーの導入・活用に係る提言』27頁。
- 15) アメリカにおいては、ADRにIT技術を活用したODR（Online Dispute Resolution）が注目されている。Norman Solovay & Cynthia Reed, *The Internet and Dispute Resolution: Untangling the Web*. 1 vol Looseleaf. 2003 to date, Law Journal Press.
- 16) ミニ・トライアル（Mini Trial）、略式陪審審理（SJT: Summary Jury Trial）、短縮型私設陪審審理（Abridged Private Jury Trial）などがある。牧野和夫「アメリカ・模擬裁判ビジネスとロースクールで模擬裁判」法セ574号（2002年）72頁など参照。
- 17) 由岐和広「法曹養成の新段階—法科大学院を巡る課題」法時76巻3号（2004年）68頁など参照。

（こばやしまなぶ・本学法学部専任講師）